

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施要領

制定 平成22年4月1日 21生産第10572号

第1 目的

この要領は、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱（平成22年4月1日付け21総合第2074号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の「1 地域ブランド化・新需要創造支援事業」について、実施要綱及び農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領（平成22年3月5日付け21総合第1907号大臣官房環境バイオマス政策課長、大臣官房国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長通知。以下「公募要領」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

第2 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

実施要綱第5の1の事業実施計画は、別記様式1により作成し、承認申請するものとする。ただし、事業実施計画の中止又は廃止の承認申請については、農山漁村6次産業化対策事業関係補助金交付要綱（平成22年4月1日付け21総合第2075号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第5の規定に基づく「事業中止（廃止）承認申請書」の提出をもって、これに代えることができる。なお、公募要領に定めるところにより選定された補助金交付候補者については、実施要綱第5の1の事業実施計画の承認を得たものとみなす。

2 事業実施計画の重要な変更

実施要綱第5の2の重要な変更は、以下のとおりとする。

- (1) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）（実施要綱別表第1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の1の(1)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

- (2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（地域段階）（実施要綱別表第1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の1の(2)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

成果目標及び事業目標の変更

事業実施主体の変更

補助事業費又は事業量の3割を超える変更

プロデューサー（地域ブランドを確立できるよう、事業実施主体に対し、ブランドコンセプトの設定、生産・品質管理、名称管理、マーケティング等の一貫した取組について助言を行う者をいう。以下同じ。）の変更

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の(2)の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

- (3) 新需要創造フロンティア育成事業（実施要綱別表第1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の1の(3)に掲げる事業をいう。以下同じ。）

成果目標の変更

事業実施主体の変更

補助事業費又は事業量の3割を超える変更

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

(4)成分保証・分別管理システム確立推進事業(実施要綱別表第1の知的財産戦略・ブランド化総合事業の項の1の(4)に掲げる事業をいう。以下同じ。)

成果目標の変更

事業実施主体の変更

補助事業費又は事業量の3割を超える変更

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

交付要綱別表1の2の事業の項の経費の欄の1の(4)の経費に係る同項の重要な変更の欄に掲げる変更

第3 事業実施状況の報告

1 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(全国段階)、農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(地域段階)及び新需要創造フロンティア育成事業

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業終了後速やかに、別記様式2により事業実施結果に係る報告書を作成し、生産局長に提出するものとする。ただし、農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。)第6条第1項の規定に基づく実績報告書の提出をもって、これに代えることができる。

2 成分保証・分別管理システム確立推進事業

事業実施主体は、実施要綱第7の規定に基づき、事業実施年度から第6の2の(2)の規定する目標年度までの間、毎年度、別記様式2により事業実施結果に係る報告書を作成し、報告に係る年度の翌年度の7月末までに生産局長に提出するものとする。

3 生産局長は、1及び2の規定にかかわらず、必要に応じ、事業実施年度の途中又は事業完了後、事業実施主体に事業実施状況の報告を求めることができるものとする。

4 生産局長は、2の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し改善の指導を行う等の必要な措置を講じるものとする。

第4 事業収益状況の報告

事業実施主体(農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(地域段階)又は新需要創造フロンティア育成事業を実施した事業実施主体に限る。)は、実施要綱第9の1の規定に基づき、事業に係る企業化、特許権等(特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、商標権、著作権、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、品種登録を受ける地位及び育成者権をいう。以下同じ。)の譲渡又は当該特許権等を利用する権利の設定等、事業を実施することにより収益が生じた場合においては、発生した収益の状況について、事業終了年度の翌年度以降5年間、毎年、別記様式3により事業収益状況報告書を作成し、毎会計年度終了後3月以内に生産局長に提出するものとする。

第5 収益納付

1 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（地域段階）

事業実施主体は、特許権等の譲渡又は当該特許権を利用する権利の設定により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、原則として毎会計年度の当該収益に、当該特許権等の取得に係る事業の実施に要する経費として交付された補助金額の総額を当該事業に関連して支出された費用総額で除した値を乗じて得た額を、国庫に納付するものとする。

2 新需要創造フロンティア育成事業

事業実施主体は、企業化又は特許権等の譲渡若しくは当該特許権を利用する権利の設定により相当の収益を得たと認められる場合には、実施要綱第9の2の規定に基づき、（1）又は（2）により算定した額を、国庫に納付するものとする。

（1）補助事業の成果の事業実施主体による企業化により相当の収益が生じた場合にあつては、毎会計年度の補助事業の成果の企業化による収益額に、当該成果に係る技術が企業化されるまでに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額をそれまでに支出された企業化に係る総費用で除して得た値を乗じ、さらに、当該成果が企業化した事業において利用される割合を乗じて得た額

（2）特許権等の譲渡等により収益が生じた場合にあつては、毎会計年度の当該収益額に、当該特許権等を取得したとき（発明又は植物新品種にあつては、これらの出願をしたとき）までに事業の実施に要する経費として交付された補助金総額を、それまでに補助事業に関連して支出された技術開発費総額で除して得た値を乗じて得た額

3 収益を納付すべき期間は、補助事業の終了年度の翌年度以降5年間とする。ただし、納付を命ずることができる額の合計額は、当該特許権等に係る事業の実施に要した経費として確定した補助金の額を限度とする。

なお、生産局長は、特に必要と認める場合にあつては、収益納付すべき期間を延長することができるものとする。

第6 その他

1 事業の実施

この事業を実施するに当たっては、次によるものとする。

（1）農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）

食と農林水産物の地域ブランド協議会の運営

本協議会は、農林水産物及び食品の地域ブランド化に取り組む者と地域ブランド化を支援する者との間で、情報の提供・交換又は交流を行う場とし、本協議会において、地域ブランド化に関する講演会、パネルディスカッション等を開催するとともに、ホームページ等を活用し、先進的な地域ブランド化の取組、地域段階の事業実施状況、地域ブランド化に関する行政情報等地域ブランド化の推進に有益な情報を発信するものとする。

プロデューサー会議の開催

地域段階のプロデューサーがそれぞれの取組内容の報告や情報交換等を行うための会議を開催する。

地域ブランド化に係る検討委員会の開催

学識経験者、関係団体等から成る委員会を開催し、本事業の実施方針、地域ブランド化に係る課題及び対応等地域ブランド化の推進に関し必要な事項について検討する。

地域ブランド化の取組効果に関する調査等の実施

- ア 本事業の取組効果の調査及び分析
- イ ブランド化に向けた取組のためのガイドラインの作成
- ウ その他地域ブランド化の展開に必要な調査を行う。

(2) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(地域段階)

事業実施主体は、次の 及び に必ず取り組むものとし、 から までについては、2の規定により設定する目標に応じて取り組むものとする。

プロデューサーの招へい

ブランドコンセプトの設定、生産・品質管理、名称管理、マーケティング等の一貫した取組について助言を行う者として、プロデューサーを招へいするものとする。

ア プロデューサーは、地域ブランド化の指導に必要な知見と指導実績を有する者とし、事業実施主体は、プロデューサーの選定に当たり複数の候補者を比較検討し、事業実施主体の理事会等の所定の手続を経て、招へいするプロデューサーを決定するものとする。

イ プロデューサーは、1事業実施主体に対し、1個人又は1法人とする。

ウ プロデューサーとの契約には、以下の事項を含むものとする。

a プロデューサーは、(1)の の会議に参加すること。

b プロデューサーの取組内容には、(1)の の取組を通じて公表すること。

地域ブランドの確立に向けた行動計画の策定

プロデューサーの助言の下、地域ブランド化に向けた行動計画を策定し、関係者間の意思の統一を図るものとする。

特定分野の専門家の臨時招へい

知的財産権、生産・品質の管理、デザイン、名称の管理、農業技術等の特定分野の専門家を臨時に招へいするものとする。

地域ブランド化を図るための調査の実施

地域ブランド化を図るために必要な農林水産物の生産状況調査、生産・経営指導等に関する調査、土壌・水質の調査、品質調査、消費者及び実需者ニーズの調査等を実施するものとする。

ア 調査を実施するに当たっては、その目的に応じて、必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとする。

イ 調査対象が海外に及ぶ場合は、海外に及ぶ部分については、調査の対象外とする。

地域ブランド化を図るための基準の作成

地域ブランド化確立のために必要な生産、加工及び出荷体制、名称等の管理に係る統一的な基準の検討、基準の検討に必要な実証及び試験の実施、基準やマニュアルの作成及び配布並びに基準やマニュアルを普及させるための研修及び講習会を開催するものとする。

なお、基準の検討に必要な実証及び試験を実施するに当たっては、実施に係る作業の実施経費、調査・分析経費、資材購入費(事業実施地区において一般に使用されている肥料等は除く。)、機械・機器の一時借上費及びほ場又は栽培施設借上費を経費に含むことができるものとする。ただし、廃棄物処理経費は、補助の対象としない。

基準管理のために必要な機器の整備

で作成した基準の管理のための必要最小限の機器を整備できるものとする。ただし、

機器の整備は、事業の対象となる地域において、 で作成した基準に基づく管理体制が整備されることが確実な場合に限るものとする。

ア 対象となる機器は、計量・分析機器（糖度計、土壌分析機器、成分分析機器、残留農薬分析機器等）及び検査データの処理及び分析に必要な機器とする。

イ 事業実施主体は、整備した機器について管理規程を定め、交付規則に規定する処分の制限を受ける期間においては、事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効果的運用を図るものとする。

加工品等の開発

本事業で対象となる品目（以下「事業対象品」という。）を原料として活用した加工品の開発（試作及び成分分析を含む。）及び消費者・実需者の評価の調査等（消費者・実需者による開発した加工品等の試食会、食味等のアンケート調査等）を実施するものとする。

なお、加工品の開発に当たっては、試作に必要な原料費、加工施設及び機器の借上げ経費、マニュアル作成費等を経費に含むことができるものとする。ただし、開発した加工品に係る製造機器等の整備費は、補助の対象としない。

名称、ロゴ、パッケージデザイン等の作成

事業対象品の名称、ロゴ、パッケージデザイン等の作成及び改良を行うものとする。ただし、パッケージの製造に係る機器等の整備は本事業の対象外とする。

なお、開発した名称、ロゴ、パッケージデザイン等について、商標権又は意匠権の登録出願を行う場合は、一回に限り、その出願料を経費に含ませることができるものとする。

見本市等への出展

地域ブランドとして販路を開拓するため、農林水産物・食品の全国又はブロック規模の見本市等への出展を実施するものとする。

なお、見本市等の出展に当たっては、見本市・展示会への参加費、サンプルの輸送費、テナント整備費を経費に含むことができるものとする。ただし、出展の際のアルバイト賃金及び担当者の旅費は、補助の対象としない。

情報発信

ホームページ作成、パンフレットの作成及び配布、情報誌等を通じた広報活動を通じて、地域ブランドに関する情報発信を実施するものとする。

なお、ラジオ及びテレビの広告、インターネットのポータルサイト等におけるバナー広告、事業対象品のテーマソング作成等の取組は、本事業の対象外とする。

（３）新需要創造フロンティア育成事業

新需要の創造により新産業分野を開拓することが期待される個別の新食品・新素材や、新需要の創造を更に推進するための取組として、公的研究機関又は民間企業が開発した新品種等の研究成果又は機能性成分を多く含む地域特産物について、別に定める課題を対象として以下に掲げる取組を実施するものとする。

農産物の機能性の発掘・評価と栽培・加工技術を含めたデータベース化

農産物の機能性成分を発掘・評価し、栽培・加工技術データ等と連携させることにより、地域の中小企業や産地が事業化に有用な情報を入手し得る環境を整備するものとする。

新食品・新素材に関するブランドデザインの提供及び事業化に取り組む新需要創造協議会（３の（１）の 新需要創造協議会をいう。以下同じ。）の育成

ア 新食品・新素材に関するグランドデザインの提供

新食品・新素材について、その画期的な利用方法、機能性成分などの有効性や安全性に関する最新の情報や、想定される商品形態や市場規模などについて調査を行い、シンポジウム、リーフレットなどさまざまな方法を活用して、グランドデザインとして産地や民間企業に情報提供するものとする。

イ 新食品・新素材の事業化に取り組む新需要創造協議会の育成

新食品・新素材の事業化に意欲のある産地や民間企業を対象として、勉強会、現地見学会などを開催し、新食品・新素材に関する理解を深めた上で、その研究成果（原則として、植物新品種の「育成者権」、技術開発による「特許権」等として権利化されたもの）を開発した試験研究機関と個別に結び付けることにより、これらの関係者が一体となって事業化に取り組む新需要創造協議会の育成及び当該協議会による「新需要創造計画」の策定を支援するものとする。

機能性成分の表示に向けたモデル的取組の実証

農産物の機能性成分等の分析及び流通チャネルを活用した成分表示の実証を行い、機能性成分等の表示の普及に向けた取組を実施するものとする。

(4) 成分保証・分別管理システム確立推進事業

新食品や新素材を安定的に供給する体制を確立するため、以下の取組を行うものとする。

検討会の開催

都道府県、市町村、農業協同組合、消費者、実需者、流通業者、地域内のリーダー的立場にある農業者等で構成された検討会を実施するものとする。

調査の実施

生産又は経営に関する技術的な指導等に係る調査・分析及び診断、土壌又は水質の調査等を実施するものとする。

なお、現地調査を行う場合にあっては、その目的に応じて必要最小限の人員、期間及び回数で行うものとし、調査対象が海外に及び現地調査については、補助の対象としない。

実証又は試験の実施

新品種や新技術の導入、栽培管理技術、加工法等の実証又は試験を実施するものとする。なお、実証又は試験の実施に係る作業に要する経費、営農技術等の記帳手当、機械・機器の一時借上げ料金、資材（事業実施地区において一般に生産に適用されている肥料等は除く。）の購入費、機器等の試作経費、ほ場借り上げ料、土壌の診断及び管理記録に要する費用等は、補助の対象に含ませることができるものとし、加工品の開発及び改良を行う場合の新製品又は改良製品の包装容器及び包装デザインの開発及び改良に要する経費並びに廃棄物処理に要する経費は、補助の対象としない。

技術の普及

技術的な指導、生産基盤の改善、生産又は経営に関する技術研修、相談窓口の設置等により技術の普及を実施することができるものとする。

啓発活動

消費者に対する新食品や新素材に係る情報提供活動等により啓発活動を実施できるものとする。

共同利用機械の整備

事業実施主体が目標達成のために必要と認められる共同利用機械を整備できるもの

とする。ただし、新需要創造協議会又は3の(1)の のク若しくはケに掲げる者が事業実施主体である場合にあっては、補助の対象としない。

2 事業の成果目標

成果目標の内容及び達成すべき成果目標の基準は、以下のとおりとする。

(1) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(地域段階)

事業実施主体は、成果目標を、次に掲げる指標のうち1以上の指標を基に設定するものとする。ただし、必要に応じて、その他の指標を基に成果目標を設定することを妨げない。

- ア 事業対象品の出荷量
- イ 事業対象品の出荷額
- ウ 事業対象品の販売単価
- エ 事業対象品の原料の取引量
- オ 事業対象品の原料の取引額
- カ 事業対象品の出荷量のうち契約取引割合の増加

事業実施主体は、 で設定した成果目標の達成に向け、達成すべき取組を事業目標として設定するものとする。

(2) 成分保証・分別管理システム確立推進事業

成分保証・分別管理システム確立推進事業の成果目標の目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

事業実施主体は、目標年度までに達成する成果目標を、次のいずれかの指標を基に設定するものとする。ただし、3の(2)のただし書による場合により新需要創造協議会とみなされた事業実施主体にあっては、この限りでない。

- ア 契約取引(3の(2)の)及び に掲げる者の間の契約取引をいう。以下同じ。)の対象となる品種の作付面積を50%以上増加
- イ 契約取引による販売金額を50%以上増加
- ウ 契約取引による出荷量を50%以上増加

事業実施主体は、 で設定した成果目標の達成に向け、達成すべき取組を事業目標として設定するものとする。

3 事業実施主体の要件

(1) 成分保証・分別管理システム確立推進事業の事業実施主体は、以下のとおりとする。

新需要創造協議会

次に掲げる法人又は団体であって、新需要創造協議会の構成員であるもの

- ア 農業協同組合
- イ 農業協同組合連合会
- ウ 公社(地方公共団体が出資している法人をいう。)
- エ 農事組合法人
- オ 農事組合法人以外の農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)
- カ 特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第23条第4項に規定する特定農業生産団体をいう。以下同じ。)
- キ その他農業者が組織する団体(農業者を構成員とする団体であって、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものをいう。)
- ク 食品製造業者等(機能性を有する農畜産物を活用して、食品(食品又は食品の原

料若しくは材料として使用される農畜産物をいう。)の製造、加工又は製造若しくは加工を行うとともに販売の事業を行う者をいう。)

ケ 民間事業者(機能性を有する農畜産物を活用して、医薬品(医薬品又は医薬品の原料若しくは材料として使用される農畜産物をいう。)又は新素材(新素材又は新素材の原料若しくは材料として使用される農畜産物をいう。)の製造、加工、製造又は加工販売の事業を行う者をいう。)

(2)新需要創造協議会は、新食品や新素材の事業化を目的として設立された団体であって、次の及びに掲げる者により構成され、かつ、代表者の選定について定めがあるものとする。ただし、に掲げる者が新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする場合にあっては、に掲げる者を新需要創造協議会とみなすこととし、に掲げる者の参画を要しないものとする。

当該新食品・新素材の原料となる農畜産物を生産・供給する者であって、(1)ののアからキまでに掲げるもの

当該新食品・新素材の実用化・商品化に取り組もうとする者

(3)農事組合法人、農事組合法人以外の農業生産法人、特定農業団体及びその他農業者の組織する団体が事業実施主体となる場合、当該事業実施主体は、事業実施及び会計手続を適正に行い得る体制を有していなければならないものとする。

4 事業計画の承認基準

(1)生産局長は、次に掲げるすべての項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

取組の内容が本事業の目標に即していること。

事業実施計画の内容が、国産農畜産物の販路拡大及び価値向上に寄与すると認められること。

(2)成分保証・分別管理システム確立推進事業にあっては、(1)に掲げる項目に加えて、以下の項目を満たす場合に限り、事業計画の承認を行うものとする。

事業計画が、新需要創造協議会において了承されたものであること。

新需要創造協議会の構成員間の役割分担が明らかになっており、かつ、品質保証又は分別管理された高品質の農畜産物を、新食品や新素材の原料として供給又は調達するとともに、新食品や新素材として実用化及び商品化を図るための具体的な計画が策定されていること。

共同利用機械を整備する場合にあっては、次に掲げる要件を満たすこと。

ア 整備を予定している機械が、成果目標の達成に直結するものであること。

イ 利用計画に基づく機械の適正な利用が確実であると認められ、かつ、機械の耐用年数の期間にわたり十分な利用が見込まれること。

ウ 機械の能力及び規模が、受益者数、受益地域の範囲等からみて適正であること。

5 事業の実施基準

(1)農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(全国段階)

事業実施主体は、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。

ただし、その範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

(2)農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(地域段階)

実施方針

ア 補助対象事業費は、当該事業実施地域における適正な現地実行価格により算定するものとし、機器等の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなけ

ればならないものとする。

イ 事業対象品は、農畜産物、林産物（木材及び特用林産物をいう。）水産物（魚介類及び海藻をいう。）及び加工食品（飲料及び調味料を含む。）とする。ただし、加工食品を事業対象品とする場合には、その原料として、事業を実施する地域において生産される農林水産物が活用されなければならないものとする。

ウ 地域段階の取組内容については、全国段階の取組を通じて公表されるものとする。

事業の委託

事業実施主体は、必要に応じ、事業の一部を他の民間団体等に委託することができるものとする。ただし、その範囲は、事業費の2分の1を超えてはならない。

事業成果等の公開

事業実施主体は、事業の成果及び交付を受けた補助金の使用結果について、積極的に公開に努めるものとする。

（3）新需要創造フロンティア育成事業

事業の対象

次に掲げる取組は、事業の対象としないものとする。

ア 国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定のある取組

イ その成果について、その利用を制限し、公共の用に供さない取組

成果の普及

ア 事業実施主体は、新聞、図書、雑誌論文、インターネット等で事業の成果を公表するものとする。

イ 事業実施主体は、生産局長が事業の成果を普及しようとするときは、協力しなければならない。

補助対象経費の範囲

別表1に掲げる経費を、補助の対象とする。

事業の委託

事業実施主体は、新需要創造フロンティア育成事業の一部を他の者に委託して行わせることができるものとする。

（4）成分保証・分別管理システム確立推進事業

事業の対象となる新食品・新素材

事業の対象となる新食品・新素材は、公的試験研究機関（農林水産省の独立行政法人研究機関、国公立大学及び公立試験研究機関をいう。）又は民間企業が開発した新品種・新技術又は機能性成分を多く含む地域特産物を活用した新食品・新素材のうち、新需要の創造により新産業分野を開拓することが期待されるものとして、別表2に掲げるもののほか、別に定めるものとする。

受益農家戸数

ア 受益農家は、原則として3戸以上とする。ただし、事業実施主体が3の（2）のに該当する者であって、次のいずれかの要件を満たす場合には、受益農家を3戸未満とすることができる。この場合、事業実施主体は、事業計画に別記様式4-1又は4-2により作成する事業実施主体要件適合確約書（特定農業法人用又は農業生産法人用）を添付するものとする。なお、（c）及び（d）の目標年は、事業実施年度からおおむね3年後とする。

a 特定農業法人（基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業法人をいう。以下

同じ。)であって、次の要件をすべて満たすものであること。

- (a) 本事業終了後 5 年間特定農業法人であるか、基盤強化法第 2 3 条第 4 項の農用地の利用の集積を行うことが確実であると見込まれること。
 - (b) 特定農用地利用規程(基盤強化法第 2 3 条第 4 項に規定する農用地利用規程をいう。以下同じ。)の農用地の利用の集積目標及びその達成のための具体的な計画が定められていること。
 - (c) 特定農用地利用規程の区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占めることを目標とし、かつ、その達成のための具体的な計画が定められていること。
 - (d) 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用することを目標とし、かつ、その達成のための具体的な計画が定められていること。
- b 事業計画策定時に、地方公共団体、農業協同組合又は農業協同組合連合会が構成員となっており、かつ、これらの者が議決権又は出資総額の過半を占めている農業生産法人であって、次の要件をすべて満たすものであること。なお、(b) 及び(c)の目標年は、事業実施年度からおおむね 3 年後とする。

- (a) 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地、機械、施設等の経営資産を継承して欲しい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承すること。
- (b) 当該法人の受益区域で生産する農畜産物の取扱高が当該法人の農畜産物の取扱高全体の過半を占めることを目標とし、かつ、その達成のための具体的な計画が定められていること。
- (c) 当該法人の行う農業に常時従事する者を 3 人以上雇用することを目標とし、かつ、その達成のためのプログラムが設定されていること。

イ 事業参加者が、事業開始後にやむを得ず 3 戸に満たなくなった場合は、新たに参加者を募ること等により、3 戸以上となるように努めるものとする。

共同利用機械の整備

ア 補助対象とする共同利用機械の扱いについては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和 5 7 年 4 月 5 日付け 5 7 予第 4 0 1 号農林水産事務次官依命通知)、「農業用機械施設の補助対象範囲の基準について」(昭和 5 7 年 4 月 5 日付け 5 7 農蚕第 2 5 0 3 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)及び「補助事業により導入する農業機械に係る審査の適正化等について」(昭和 6 0 年 4 月 5 日付け 6 0 農蚕第 1 9 4 7 号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)の定めるところによるものとする。

イ 補助の対象とする共同利用機械は、新品であることとし、耐用年数がおおむね 5 年以上のものとする。

ウ 更新(既存共同利用機械の代替として、同種・同能力のものを再度導入することをいう。)のみの整備は、補助の対象としない。

エ 共同利用機械の能力及び規模は、原料の供給先である民間企業との契約に基づく栽培面積、飼養頭数、生産数量、出荷計画等を勘案するとともに、アンケート調査等により、農業者の共同利用機械の利用に関する意向を把握し、個別農業者等の機械の保有状況、利用継続が見込まれる年数等を明らかにすることにより、適切に決定するものとする。

オ 共同利用機械の整備に当たっては、産地の実情を踏まえ、認定農業者（基盤強化法第12条第1項の認定を受けた者をいう。）又はこれを目指す農業者の育成に資するよう最適な運営の方式及び規模とするように留意するものとする。

共同利用機械の管理運営

共同利用機械を整備する場合にあっては、次に掲げる事項に留意すること。

ア 管理運営

事業実施主体は、本事業により整備した共同利用機械等について、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

イ 管理委託

事業実施主体が本事業により整備した機械の管理運営を直接行い難い場合には、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）等に定めのある場合を除き、本事業の実施地域に所在する団体であって、生産局長が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、管理運営させることができるものとする。

ウ 指導監督

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合は、管理主体）に対し、適正な管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営、利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、生産局長は、事業実施主体が、関係書類の整備、機械等の管理・処分等について適切な措置を講じられるよう、十分に指導監督するものとする。

エ 事業名等の表示

事業実施主体は、本事業により整備した機械・施設に、事業名を表示するものとする。

補助対象経費の範囲等

ア 販売促進のために実施する広報活動としての、ポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会、交流会等に係る経費は、補助の対象としない。

イ 事業実施主体が既に着手している事業については、補助の対象としない。

その他

ア 事業実施主体は、実証又は試験の実施、技術の普及、啓発活動を実施するに当たっては、必要最小限の施設又は機械を借り上げることができるものとする。

イ 事業を実施するに当たっては、各取組における方針、計画等が地域において策定されており、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとする。

6 事業の着手・着工時期

(1) 事業は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に、着手又は着工（1の(4)の 共同利用機械の発注をいう。以下同じ。）するものとする。

(2) 事業実施主体は、着工するときは、別記様式5により、速やかに着工届を生産局長に届け出るものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手又は着工する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式6により、又は交付決定前着工届を別記様式7により、生産局長に届け出る

ものとする。

- (3)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確であって、かつ、補助金の交付が確実となつてから、着手又は着工するものとする。なお、この場合であっても、交付決定までに生じた損失等は、事業実施主体が負うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手又は着工した場合には、交付要綱第3の規定による申請書の備考欄に着手又は着工年月日及び交付決定前着手届又は交付決定前着工届の文書番号を記載するものとする。

- (4)(2)のただし書により交付決定前に着手又は着工する場合には、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後又は着工後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

7 事業の評価

新需要創造フロンティア育成事業及び成分保証・分別管理システム確立推進事業にあっては、以下のとおり、事業の評価を行うものとする。

- (1)新需要創造フロンティア育成事業の事業実施主体にあっては、別記様式8号により事業成果報告書を作成し、事業実施年度後の翌年度の7月末日までに、成分保証・分別管理システム確立推進事業の事業実施主体にあっては、別記様式9号により作成する事業評価シートにより自ら事業評価を行い、2の(2)の に規定する目標年度の翌年度の9月末日までに、それぞれ生産局長に報告するものとする。

- (2)生産局長は、報告を受けた事業成果報告書又は事業評価シート(以下「事業結果」という。)について、当該事業結果が事業計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、目標の達成度、事業計画等との整合等を確認するものとする。

- (3)生産局長は、事業結果を公表するものとする。

8 不正行為等に対する措置

生産局長は、本事業の事業実施主体の代表者、役員、職員等が、本事業を実施するに際して不正な行為をし、又はその疑いがある場合にあっては、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別表1 新需要創造フロンティア育成事業に係る補助対象経費

区 分	内 容
設備備品費	設備及び物品の購入、開発、改良、据付け等に要する経費
消耗品費	各種事務用品、原材料等の購入に要する経費
旅費	資料の収集、調査、打合せ、成果発表等の実施に要する経費
謝金	資料の整理、事務の補助、専門的知識の提供、資料の収集等の協力者に対する謝礼に要する経費
賃金	資料の整理、事務の補助、資料の収集等の業務のために雇用した者に対する実働に応じた対価としての支払に要する経費
役務費	機械又は器具の保守又は修繕、翻訳、鑑定、設計、分析等に要する経費
委託費	調査の実施及び取りまとめ、データ記帳等定型的業務を他の者に委託するのに要する経費
その他	文献購入費、光熱水料、印刷製本費、会場借料、成果の発表に必要な経費等

別表2 成分保証・分別管理システム確立推進事業の対象となる新食品・新素材

課 題 名	
GABA（ギャバ）を含む巨大胚芽米	高ポリフェノール有色米
低グリテリン米	難消化性でんぷんを多く含む米
だったんそば	- コングリシニン高含有大豆
高メチル化カテキン茶	GABA茶
暮石茶	てんさい由来セラミド
高セサミンごま	高アントシアニン紫さつまいも
高カロテンさつまいも	食用甘藷若葉すいおう
ポテトペプチド	ヤーコン
- クリプトキサンチン高含有新食品・ 新素材	シークワサー
プロアントシアニジン含有ブルーベリー 葉	高リコペントマト
明日葉	6MSITC含有日本わさび
遺伝子組換えカイコ	硬さ制御技術を用いた新食品

別記様式 1 (第 2 関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

平成 年度地域ブランド化・新需要創造支援事業の実施計画の(変更、
中止、廃止の承認)の申請について

農山漁村 6 次産業化対策事業実施要綱(平成 22 年 4 月 1 日付け 22 総合第 号農
林水産事務次官依命通知)第 5 の 1 に基づき、関係書類を添えて、承認(変更、中止、
廃止の承認)を申請する。

注 1 関係書類として別添 1 - 1、1 - 2、1 - 3 又は 1 - 4 及び参考書
類を添付すること。

注 2 変更承認申請の場合は、事業実施計画の承認通知があった事業の内
容等と容易に比較対照できるよう、事業実施計画の変更部分を二段書
きとし、変更前を括弧書きで上段に記入すること。ただし、事業内容
のうち当該変更の対象外となるものについては、省略できる。

注 3 中止又は廃止の場合には、当該箇所に事業を中止又は廃止する理由に
ついて記載すること。

別記様式2（第3関係）

地域ブランド化・新需要創造支援事業の事業実施状況報告(平成 年度)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成22年4月1日付け22総合第 号農
林水産事務次官依命通知)第7の規定により、別添のとおり報告する。

- 注1 別添として、農林水産物・食品地域ブランド化支援事業(全国段階)にあ
っては、別記様式1の別添1-1の様式、農林水産物・食品地域ブランド化
支援事業(地域段階)にあっては、別記様式1の別添1-2の様式に準じて
作成し、併せて、参考書類を添付すること。
- 注2 新需要創造フロンティア育成事業にあっては別添2-1、成分保証・分別
管理システム確立推進事業にあっては別添2-2を添付すること。

別記様式3（第4関係）

平成 年度地域ブランド化・新需要創造支援事業収益状況報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所在地
団体名
代表者 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定の通知があった農山漁村6次産業化対策事業に関する平成 年度の収益の状況について、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱第9の規定に基づき、別添のとおり報告します。

注 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（地域段階）にあつては別添3 - 1、新需要創造フロンティア育成事業にあつては、別添3 - 2を添付すること。

(別添3 - 1)

- 1 事業の内容

- 2 本事業に係る特許権等の譲渡又は実施権の設定による収益
項目名() 円

- 3 当該特許権の取得に係る事業に支出された費用総額 円

- 4 当該特許権の取得に係る事業の補助金の確定額
年 月 日付け 第 号確定 円

- 5 補助金が当該特許権の取得に利用された割合 %

(算定根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

(別添3 - 2)

1 実施事業の名称

事業種類	課題名	提案課題名

(注) 事業実施計画時に提出した事業種類、課題名及び提案課題名を記載すること。

2 補助事業に係る特許権等の譲渡若しくは実施権の設定又は種苗法に基づく育成者権に係る許諾による収益

項目名() 円

3 補助事業の成果の企業化による収益

円

4 企業化に係る総費用

円

5 補助事業に関して支出した技術開発費の総額

円

6 補助金の確定額

年 月 日付け 第 号確定 円

7 補助事業の成果が企業化された事業に利用された割合

%

(算定根拠)

(注) 収益計算書等を添付すること。

事業実施主体要件適合確約書
(特定農業法人用)

法人名		構成農家戸数	戸
特定農用地利用規程	有効期限	年	月

1. 特定農用地利用規程の有効期限経過後の方針

(注) 「事業終了後5年間特定農業法人である」又は「事業終了後5年間引き続き特定農業法人と同様の活動を行う」のいずれかを記載すること。

2. 利用集積目標・達成プログラム

	現在年	1年目	2年目	3年目	4年目	目標年
利用集積面積 (ha)						
集積率 (%)						
達成率 (%)						
特定農用地利用規程の区域内農用地面積						ha

3. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち特定農用地利用規程 区域内の取扱高 (千円)	割合 (%)	
					達成率 (%)
現在年					
1年目					
2年目					
目標年					

4. 雇用者数

	現在年	1年目	2年目	目標年
常時雇用者数				
(人/年) 達成率 (%)				

上記のとおり、地域ブランド化・新需要創造支援事業実施要領(平成22年4月1日付け22生産第 号 農林水産省生産局長通知)第6の5の(4)の アに規定する事業実施主体要件に適合することを確約する

平成 年 月 日

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

事業実施主体要件適合確約書
(農業生産法人用)

法人名			
出資比率	公共的団体	%	
	地方公共団体	%	農協等 %
	その他	%	
	農家	%	企業 % その他 %

1. 離農希望者又は営農を中止する者からその所有する農用地等、共同利用機械・施設等の経営資産を継承してほしい旨の申出があった場合に、当該法人がその経営資産を継承する。

2. 農畜産物の取扱高

	作物名	法人全体取扱高 (千円)	うち受益区域の取扱高 (千円)	割合(%)	
					達成率(%)
現在年					
1年目					
2年目					
目標年					

3. 雇用者数

	現在年	1年目	2年目	目標年
常時雇用者数 (人/年)				
達成率(%)				

上記のとおり、地域ブランド化・新需要創造支援事業実施要領(平成22年4月1日付け22生産第 号 農林水産省生産局長通知)第6の5の(4)の のアに規定する事業実施主体要件に適合することを確約する。

平成 年 月 日

住 所

代表者氏名

印

別記様式5 (第6関係)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名

印

平成 年度地域ブランド化・新需要創造支援事業入札結果報告・着工届

このことについて、下記のとおり入札結果を報告し、着工を届け出ます。

記

対象機械の契約名		
施工業者選定方法	一般競争入札・指名競争入札・随意契約	
入札執行年月日	年 月 日	
入札立会者の 所属・役職・氏名		
入札予定価格(税抜)		円
入札参加業者名及び 入札価格(税抜)		円
		円
		円
		円
		円
入札執行回数	回	
落札業者名(契約業者名)		
契約価格(税込)	(税込)	
契約年月日	年 月 日	
完了予定年月日		
入札予定価格(円)	(税抜)	
入札結果等の公表方法		
備考	年 月 日 第 号 交付決定通知	

- (注) 1 「施工業者選定方法」欄は、該当するものを で囲むこと。
- 2 「入札予定価格」欄は、未公表の場合は「未公表」と記入すること。
- 3 「入札参加業者名及び入札価格」欄は、入札に参加した業者名を全て記入し、入札最終回に投じられた価格を記入すること(途中棄権した業者がある場合は、当該業者の価格は空欄とする。)
- 4 不落札随意契約の場合は、「入札執行回数」欄に入札執行回数及び不落札随意契約である旨を、「落札業者名」欄に契約業者名を記入すること。
- 5 「施行業者選定方法」が随意契約である場合は、「入札執行年月日」欄から「入札執行回数」欄までは記入不要とし、「落札業者名」欄に契約業者名を記入すること。
- 6 「入札結果等の公表方法」欄は入札結果の公表時期、公表方法等を記入する。
- 7 交付決定前に着工した場合、「備考」欄は交付決定前着工届の文書番号等を記入すること。
- 8 事業が複数の契約から成る場合は、契約ごとに上表を整理すること。

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度地域ブランド化・新需要創造支援事業交付決定前着手届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手することとしたので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業量	事業費	着手予定 年月日	完了予定 年月日	理由

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

平成 年度 地域ブランド化・新需要創造支援事業交付決定前着工届

事業実施計画に基づく別添事業について、下記条件を了承の上、交付決定前に着工することとしたので、届け出ます。

記

- 1 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
- 2 交付決定を受けた交付金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 当該事業については、着手から交付決定を受ける期間内においては、計画変更は行わないこと。

別添

事業内容	事業実施主体	機械種類	事業量	事業費	着工予定 年月日	完了予定年月 日	理由

別記様式8(第6関係)

平成 年度地域ブランド化・新需要創造支援事業(新需要創造フロンティア育成事業)
成果報告書

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名 印

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施要領(平成22年4月1日付け22生産第 号農林水産省生産局長通知)第6の7の(1)の規定により別添のとおり報告する。

(別添)

第1 実施事業の名称

事業種類	課題名	提案課題名

(注) 事業実施計画時に提出した事業種類、課題名及び提案課題名を記載すること。

第2 実施期間

事業開始日	事業完了年月日

第3 事業の効果

1 具体的な取組内容

--

2 成果目標の達成状況

成果目標の具体的な内容	
成果目標の達成状況	
事後評価の検証方法	
事後の実施による効果	
事業計画の妥当性	(理由)
適正な事業の執行	(理由)

(注) 1 「成果目標の具体的な内容」及び「事後評価の検証方法」の欄については、事業実施計画書を転記すること。

なお、「成果目標の達成状況」及び「事業の実施による効果」の欄については、可能な限り定量的に記入すること。

2 「事業計画の妥当性」の欄については、事業が適切に実行された場合には1を、計画が不適切な場合は0を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 「適正な事業の執行」の欄については、事業が適切に執行された場合には1を、それ以外の場合には0を記入すること。また、その理由について記入すること。

3 事業の成果品等

(注) 事業実施の成果品(報告書等)又は事業の成果が確認できる資料等を添付すること。

別記様式 9 (第 6 関係)

地域ブランド化・新需要創造支援事業 (成分保証・分別管理システム確立推進事業)
評価報告 (平成 年度)

番 号
年 月 日

農林水産省生産局長 殿

事業実施主体名
代表者氏名 印

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施要領 (平成22年 4 月 1 日付け22生産第 号
農林水産省生産局長通知) 第 6 の 7 の (1) の規定により、別添のとおり報告する。

- (注) 1 関係書類として、別添の事業評価シートを添付すること
2 必要に応じて事業実施状況報告書を添付すること

(別添)

地域ブランド化・新需要創造支援事業に関する事業評価シート

都道府 県名	市町村 名	事業実施 主体名	課題名	事業実 施年度	成果目標 の具体的 な内容	成果目標関係			事業評 価の検 証方法	事業計 画の妥 当性	適正な 事業執 行	生産局長 の意見
						現状値	目標値	結果				
県	×市	(例) 農協	(例) G A B Aを含む巨大 胚芽米	年 度	(例)契 約取引の 対象とな る品種の 作付面積 を50%以 上増加	10ha	15ha	15ha		1	2	

(注) 1 事業計画の妥当性の欄には計画が妥当な場合には1を、計画が不適切な場合には0を記入すること。

2 適正な事業執行の欄には、事業が適正に実施された場合には1、適正に実施され、更に競争入札を実施した場合には2を、それ以外の場合には0を記入すること。

別添 1 - 1

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（全国段階）事業実施計画書

1 総括表

事業概要及び経費の配分	事業費	負担区分		備考
		国庫補助金	事業実施主体	
	千円	千円	千円	
(1) 協議会の運営 うち 謝金 ×××××費		- - -	- - -	
(2) プロデューサー会議の開催 うち 費 費		- -	- -	
(3) 地域ブランド化に係る検討委員 会の開催 うち 費 費		- -	- -	
(4) 地域ブランド化の取組効果に関 する調査の実施 うち 賃 金		- -	- -	

(注) 1 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等がある場合には、その相当額について「除税額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
2 謝金及び賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

2 事業の目的

3 事業の内容

(1) 協議会の運営

ア 協議会の運営方法

協議会の運営方法、会員の募集方法、会員同士の交流促進活動、情報管理等を具体的に記入すること。

イ 講演会・パネルディスカッション等の開催

回数	開催時期	場所	参集人数	講師、パネリスト名及び内容
回	月		人	

ウ 地域ブランド化に関する情報発信

(ア) ホームページ等を活用した取組

実施時期	活動内容等	備考

(イ) その他の取組

実施時期	活動内容等	備考

(2) プロデューサー会議の開催

回数	開催時期	場所	参集者	実施内容等
回	月		人	

(3) 地域ブランド化に係る検討委員会の開催

回数	開催時期	場所	委員会の構成	検討内容等
回	月			

(4) 地域ブランド化の取組効果に関する調査の実施

項目	時期	調査対象	調査方法	調査内容
	月			

別添 1 - 2

農林水産物・食品地域ブランド化支援事業（地域段階）事業実施計画書

第 1 地域ブランド化に向けた長期取組計画

1 事業実施主体

(1) 概要

事業実施主体名	設立年、月	概要

(注) 事業実施主体の定款、組織図、会計処理規程、総会資料等事業実施主体の概要・活動状況及び過去の農林水産省等の国庫補助事業の取組に関する資料（様式任意）が分かる資料を添付すること。

(2) 取組の実施体制

担当する項目	役職・氏名	取組体制図
総括責任者		
会計担当		
担当		
担当		

(注) 事業実施主体だけでなく、事業支援者等含めて、事業内容と整合が取れている内容で記入すること。

2 現 状

(1) 事業実施地域又は事業実施主体の現状と課題

事業実施地域又は事業実施主体における生産、経営、流通等の課題を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

(2) 地域ブランド化に取り組む品目の概要

品目名： 複数の品目に取り組む場合は並記すること。
当該品目で地域ブランド化に取り組む理由： 当該品目と地域の何らかの（自然的、歴史的、風土的、文化的、社会的等）結付きも含めて記載すること。 加工食品に取り組む場合は、事業実施地域において生産される農林水産物の活用の考え方について記述すること。

(3) 地域ブランド化の取組の現状

地域の合意形成状況、地域における関係機関・団体との連携状況、実需者（加工業、流通業、小売業等）、消費者との連携状況等これまで事業実施主体が実施した取組品目の地域ブランド化に向けた取組を具体的に記述すること。

(4) 事業実施地域又は事業実施主体における事業対象品目の現状

品目名	区分	定義	現状値	取組1年目	取組2年目	取組3年目
	出荷量	把握できる区分データの定義を記述	(年)	事業1年目の事業報告の際に記入	事業2年目の事業報告の際に記入	事業3年目の事業報告の際に記入
	出荷額		(年)			
	卸売(販売)単価		(年)			

- (注) 1 複数の品目に取り組む場合は、各品目について欄を適宜追加の上、記入すること。
2 事業を進める上で、取組の効果を測る適当な区分データがあれば、欄を適宜追加の上、記入すること。

3 地域ブランド化の長期的な目標

10年程度（対象品目により5～20年とすることも可）先を見据えた地域ブランド化の展開方向を記述すること。
加工食品を取組対象とする場合は、地域において生産される農林水産物の活用の考え方についても記述すること。

第2 3カ年の事業実施計画

1 3年後に達成すべき具体的な成果目標（要領本文第6の2の（1）の 関係）

成果目標の具体的な内容	検証ができるよう明確な内容を記述すること。		
具体的な数値	現状値： (年)	目標値： (年)	
目標数値設定の考え方			
成果目標の実績 事業報告の際に記入すること。	1年目：	2年目：	3年目：
成果目標の具体的な測定方法	成果目標の測定の根拠となるデータ、資料を明記すること。		

（注）複数の成果目標を設定する場合は、各目標について欄を適宜追加の上、記入すること。

2 プロデューサーの招へい

プロデューサー名	選定しようとする理由	備考

- (注) 1 「プロデューサー名」は、本計画策定時点における候補者名(複数可)を記入すること。
 2 プロデューサーの経歴及びこれまでの実績等を明らかにする資料を添付すること。
 3 招へいしようとするプロデューサーに事業開始前より指導を受けている場合はその旨を備考欄に記入すること。

3 事業目標

	1年目	2年目(予定)	3年目(予定)
(1) 農林水産物・食品地域ブランド化支援事業の支援を受けて実施する取組 (事業目標)	1の成果目標達成のために、事業実施により達成すべき取組(事業目標)及びそのための事業実施内容を記述すること。		
(2) 事業実施主体が実施するその他の取組	本事業実施のほか、1の成果目標達成のために事業実施主体が自ら自発的に実施する取組及び他の事業等を活用し、又は活用を検討している取組を記述すること。		

- (注) 1 1の成果目標を達成するために必要な取組を記入すること。
2 事業実施後は、実施年度毎に、取組実績を記入すること。
3 事業実施地域における関係機関・団体との連携や実需者(加工、流通、小売業等)や消費者との連携について該当があれば、記述すること。

4 事業目標に対する自己評価

事業実施状況報告の際に記載すること。
事業目標に定められた取組が達成できたかどうか事業成果を踏まえて記述すること。

第3 平成 年度事業実施計画

1 平成 年度事業実施計画総括表

都道府県及び市町村名	事業実施主体名	事業対象品目	成果目標	事業目標	事業概要及び経費の配分	事業費	負担区分			補助率	備考
							国庫補助金	自己資金	その他		
					(1) プロデューサーの招へい うち 費 費 費 ×××××	円	円	円	円	- - -	- - -
					(2) 地域ブランド化に向けた行動計 画の策定 うち 費 費 費 ×××××					- - -	- - -
					(3) . . .						
					計	円	円	円	円		

(注) 1 「備考」欄には、仕入れに係る消費税等がある場合にはその相当額について「除税額 円」と、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記載すること。
2 謝金及び賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。

2 平成 年度の事業目標の詳細 (第2の3の表に記入した事項について、記述すること)

事業目標： 成果目標達成のために、事業実施により達成すべき取組を記述すること。

事業内容：

どのように事業を実施することにより、事業目標に定められた取組が達成できるか記述すること。

3 重複申請の有無

同一の取組内容について、既に農林水産省又は他省庁の補助金を受けている場合、採択を受けている場合、又は他の事業へ申請している場合は、その旨を記述すること。

4 平成 年度事業実施計画の詳細

(1) プロデューサーの招へい

プロデューサー名	指導日数	指導内容	備考
		具体的に記述	

(注)事業実施報告の際には契約書(写)を添付すること。

(2) 地域ブランド化に向けた行動計画の策定

策定期期	周知範囲	備考
月		

(注)事業実施報告の際には、行動計画を添付すること。

(3) 特定分野の臨時専門家の招へい

(臨時専門家名)	臨時専門家の専門分野	指導日数	指導内容	備考
			具体的に記述	

(注)「臨時専門家名」の欄は、事業報告の際に記入し、経歴及びこれまでの実績を明らかにする資料を添付すること。

(4) 地域ブランド化を図るための調査の実施

調査目的	調査対象	調査内容	調査方法	時期	備考

(5) 地域ブランド化を図るための基準の作成

ア 基準策定のための関係者から成る会議の開催

回数	開催時期	場所	参集範囲	検討内容等	備考
回	月				

イ 基準策定のための実証及び試験の実施

実施目的	実施時期	対象品目	実施方法	調査内容	管理主体	備考
	月					

ウ 基準・マニュアル等の策定

策定時期	配布部数	配布範囲	備考
月	部		

(注)事業報告の際は、内容を示す資料を添付すること。

エ 研修、講習会等の開催

開催時期	実施機関	参集範囲及び人数	備考
月			

オ その他必要な取組

実施時期	内容	備考
月		

(6) 基準管理のための必要な機器の整備

機器名	機器の機能	仕様・形式	整備時期	管理体制	備考
	基準との関連性を記入		月		

(注) 1 機器の概要及び価格を示す資料を添付すること。
2 事業報告の際は、整備機器の管理規程を添付すること。

(7) 加工品等の開発

実施時期	取組内容	備考
月		

(8) 名称、ロゴ、パッケージデザイン等の作成

ア 検討・作成

実施時期	具体的内容	備考
月		

イ 商標又は意匠権の出願

実施時期	備考
月	

(注) 出願したものについては、出願番号を備考欄に記述するとともに、出願した商標又は意匠を添付すること。

(9) 見本市への出展

開催時期	開催場所	開催規模	入場人数	展示及び取組内容	備考

(10) 情報発信

ア ホームページの作成

時期	作成内容	備考

イ パンフレット等の作成

時期	内容	作成部数	配布の考え方	備考
			配布先、活用方策を記入	

ウ 情報誌等の活用

時期	活用媒体	内容	掲載規模	備考

別添 1 - 3

事業実施年度	
事業種類	新需要創造フロンティア育成事業
課題名	

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施計画書

事業実施主体名

所在地

代表者

第1 事業計画総括表

事業実施 主体名	課題名	提案 課題名	完了年月日	事業の概要		事業費	負担区分		備考
				事業内容	具体的な実施課題		国庫	自己資金	
						円	円	円	

- (注) 1 「事業内容」の欄については、当該年度に行う事業に関して、いつ、何を行うかを簡潔に記入すること。
 2 「具体的な実施課題」の欄については、事業テーマに即した具体的な実践課題を簡潔に記入すること。
 3 その他農山漁村6次産業化対策事業に係る公募要領に定める提出資料等を添付すること。

第2 事業実施体制

1 事業実施主体の概要

事業実施主体 の設立年月	事業実施主体の構成人数	
	うち経理を担当する人数	
年 月	人	人

(注) 事業実施主体の組織図等事業実施主体の体制が分かる資料を添付すること。

2 事業実施主体の活動状況

(注) 事業実施主体の今までの主な活動(特に取組事業や事業テーマに関する取組実績)や今後の活動について記入すること。

第3 事業の内容等

1 具体的な取組内容

--

(注) 事業実施の必要性及び活動内容等について、簡潔に記入すること。

2 課題の設定理由

--

(注) 事業の実施目的及び期待される事業効果等を簡潔に記入すること。

3 具体的な成果目標

成果目標	
成果目標の具体的な内容	
事後評価の検証方法	

(注) 「具体的な成果目標」が複数ある場合は、「具体的な成果目標」の欄を適宜追加して記入すること。

第4 事業計画

実施時期	実施場所	事業内容	事業量（人数、回数、台数、面積等）	備考

（注）事業実施内容に関する取組について記入すること。なお、事業内容に合わせ適宜項目及び表枠を修正し記入することができる。

第6 その他

- 1 経費の使用に関する規程（案）等の添付
- 2 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（案）（又は写し）の添付

別添 1 - 4

事業実施年度	
事業種類	成分保証・分別管理システム確立推進事業
課題名	

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施計画書

事業実施主体名

都道府県名・市町村名

地 区 名

新需要創造協議会名

第1 事業の目的



第2 新需要創造協議会の活動計画

1 新需要創造協議会の構成

新需要創造協議会の名称	設立年月日	新需要創造協議会の構成					
		事業実施主体	構成員名称 (事業者名)	所在地	代表者氏名	業種	役割分担

2 知的財産権の活用

知的財産権	権利者	知的財産権の内容

3 新食品・新食材の事業化計画

--

第3 事業計画総括表

成分保証・分別管理システム確立推進事業の内容

受益地	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容について	目標数値			受益 (協議会内生産者)		事業内容及び事業量 (単価、回数、台数、面積等)	完了年月日	事業費	負担区分			補助率	備考
			事業第1年度事業計画	目標	増減 (増減率等)	戸数	面積、出荷量(契約量)又は処理量(契約処理量)又は頭羽数(契約頭羽数)				国費	自己資金	その他		
	需要に応じた生産量の確保	(例) 契約取引の対象となる品種の作付面積を50%以上増加				戸	ha, t			円	円	円	円	%	
合計															

(注) 食品製造業者又は民間事業者が事業実施主体の場合においては、受益の欄は、括弧内について記載すること。

第4 事業実施対象受益地の状況

対象受益（産地）地区名

	事業対象農作物の作付面積		事業対象となる家畜飼養頭羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
	作物名	作物名	畜種名		畜種名		
			戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
現状 (平成 年度)							
目標年度 (平成 年度)							

(注) 食品製造業者又は民間事業者が事業実施主体の場合においては、対象受益地区名は産地について記載すること。

第5 事業の実施方針

1 事業実施地区における現状と課題

--

2 課題を解決するための対応方針

(1) 総括方針

--

(2) 具体的な成果目標及び取組

具体的な成果目標及び取組

具体的な成果目標			
具体的な取組の内容			
具体的な数値等	現状値：	初年度目標値：	目標値：
目標数値決定根拠			
事後評価の検証方法 (現状値及び目標値の算出方法)			

第6 事業実施計画の詳細

1 推進事業実施計画詳細

(1) 新需要創造協議会の構成

名称 (設立年月日)	構成員		備考
	氏名	所属・職名	

(2) 事業の実施事項

実施事項	協議会等の 開催	検討会の開催	調査等の 実施計画	実証・試験の 実施	技術の普及(講習 会、マニュアル作成)	啓発活動	共同利用機械 整備
(該当事項に を付けること)							

(3) 事業実施計画詳細

経費の種類	金額	積算基礎	備考

(イ) 機械利用計画

		規格	台数 (台)	利用面積等 (ha)	利用農家数 (戸)	オペレータ数 (人)	備考
既存			台	ha	戸	人	
目標 年度	既存及び他での導入機械						特定高性能農業機械導入の 下限面積： ha
	本事業で導入する機械						
	計						

(ウ) 機械の貸付に関する計画

貸付対象 機械名	貸付対象組織	貸付対象 受益(契約) 農家 戸数	貸付期間	管理の役割分担

(エ) 機械の施工業者選定方法の計画

施行方法		直営施行
施行方法の該当項目		一般競争入札・指名競争入札・随意契約(いずれかに)
指名競争による場合	指名業者選定の考え方	
	指名候補業者名	
随意契約による場合	随意契約を選択する理由	
	価格の適正性の判断基準	一般競争入札・指名競争入札・随意契約(いずれかに)
	候補業者名	

2 添付資料

(1)新需要創造協議会の会則

(2)新需要創造協議会の組織図及び活動が分かる資料（会社概要等）

(3)その他生産局長が特に必要と認めるもの

(共同利用機械を導入する場合)

(4)導入機械における事業費の積算（概略設計）、見積書（2社以上）、機械のカタログ

(5)機械の規模決定根拠（導入する機械の能力、台数等の計算過程をその根拠となる栽培面積、生産量、出荷量、育苗期間、植付期間、収穫期間、出荷期間、利用計画、既存の機械の能力等の具体的な数値を用いて記載すること。）

(6)管理運営規定等

(7)収支計画

(8)農家意向調査結果

別添 2 - 1

事業実施年度	平成 年度
事業種類	新需要創造フロンティア育成事業
課題名	

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施状況報告書

事業実施主体名

所在地

代表者

第1 事業計画総括表

事業実施 主体名	課題名	提案課題名	完了年月日	事業の概要	事業費	負担区分		備考
						国費	自己資金	
					円	円	円	

(注) 別記様式1別添1 - 3に準じて記入すること。

第2 事業実施主体の概要

事業実施主体 の設立年月	事業実施主体の構成人数	
	うち経理を担当する人数	
年 月	人	人

(注) 別記様式1別添1-3に準じて記入すること。

第3 事業の内容等
1 具体的な実施内容

--

(注) 取組の状況を踏まえ、取組実績を具体的に記述すること。

2 事業の実施により発現した効果

設定した具体的な 成果目標の内容	設定した事後評価の 検証方法	設定した検証方法による 取組の評価	取組時期

(注) 「設定した具体的な成果目標の内容」、「設定した事後評価の検証方法」の欄については、別記様式1別添1-3に準じて記入すること。

第4 事業状況の詳細

実施時期	実施場所	事業内容	事業量（人数、回数、台数、面積等）	備考

（注）実施した取組について記入すること。なお、事業内容に合わせ適宜項目及び表枠を修正し記入することができる。

第5 必要経費
1 経費の配分

区分	補助事業に要する経費	負担区分		備考
		国庫補助金	自己資金	
1 費	円	円	円	
2 費				
3 費				
計				

2 収支決算

区分	本年度決算額	本年度予算額	比較		備考
			増	減	
1 費	円	円	円	円	
2 費					
計					

3 支出の部

区分	本年度決算額	本年度予算額	区分		備考
			増	減	
1 費	円	円	円	円	
2 費					
3 費					
計					

(注) 別記様式 1 別添 1 - 3 に準じて記入すること。

第6 その他

- 1 経費の使用に関する規程等の添付
- 2 事業の一部を委託する場合は、その委託契約書（又は写し）の添付

別添 2 - 2

事業実施年度	平成 年度
事業種類	成分保証・分別管理システム確立推進事業
課題名	
目標	

地域ブランド化・新需要創造支援事業実施状況報告書

事業実施主体名

都道府県名・市町村名

地区名

新需要創造協議会名

(注) 別記様式 1 別添 1 - 4 の実施計画書に準じて作成すること。

第1 新需要創造協議会の活動状況

1 新需要創造協議会の活動状況

--

2 知的財産権の活用状況

--

3 新食品・新素材の事業化状況

--

第2 事業計画総括表

成分保証・分別管理システム確立推進事業の内容

受益地	目標	成果目標の具体的な内容又は取組の内容について	目標数値		達成状況 (平成 年度)		受益(協議会内生産者)		事業内容及び事業量(単価、回数、台数、面積等)	完了年月日	事業費	負担区分			補助率	備考
			計画策定時の値	目標値	現状値	達成率	戸数	面積、出荷量(契約量)又は処理量(契約処理量)又は頭羽数(契約頭羽数)				国費	自己資金	その他		
							戸				円	円	円	円	%	
合計																

(注) 1 別記様式1別添1-4に準じて記入すること。

2 「目標値及び達成状況」の欄については、実施計画書で記入した目標数値を記入するとともに、目標年度における達成数値を記入すること。

3 食品製造業者又は民間事業者が事業実施主体の場合においては、受益の欄は、括弧内について記載すること。

第3 成分保証・分別管理システム確立推進事業の実施対象地区及びその地区のうちの受益地（産地）の状況

対象地区名： (うち受益地（産地）：)

区 分	事業対象農作物 の作付面積 (ha)		事業対象となる家畜 飼養頭羽数等 (戸、頭、千羽)				備考
	作物名	作物名	飼養形態		飼養形態		
			戸数	頭羽数	戸数	頭羽数	
実施年 (平成 年度)							
2年目 (平成 年度)							
目標 (平成 年度)							

- (注) 1 別記様式1別添1 - 4に準じて記入すること。
 2 その他地域の事情等で特に記述すべき事項(激甚災害の発生等)があれば、添付等するものとする。
 3 食品製造業者又は民間事業者が事業実施主体の場合においては、産地について記載すること。

(その他地域特殊事情等)

第4 成分保証・分別管理システム確立推進事業の実施効果

1 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価

--

(注) 事業実施後の地区における現状と事業の総合評価を幅広く数値等も交えて、具体的に記述すること。

2 事業の実施により発現した効果

成果目標の具体的な内容	指標	実施前 (年)	実施年 (年)	2年目 (年)	目標年 (年)
(例) 需要に応じた生産量の確保	(例) 契約取引による作付面積の増加				

第5 事業の実施効果の詳細

1 事業実施状況等

機械名	指標	実施完了年度 (年)	2年目 (年)	目標 (年)
	稼働面積 (ha)			
	稼働率 (%)			

(注) 稼働率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求めること。

第6 その他
機械の施行方法について

機械名	施工業者選定方法
	()

(注) 施工業者選定方法の欄に入札方法として「一般競争入札」、「指名競争入札」、「随意契約」のいずれかを記入し、随意契約の場合は、その理由を()に記入する。